

平成24年度 第16回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成25年2月7日（木）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第16回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成25年2月7日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案第23号 青梅市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について【追加議案】
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 平成25年青梅市成人式の実施結果について（社会教育課）
- 2 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会議会議録（社会教育課）

協議事項（再掲）

- 1 平成25年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針（案）について（総務課）
- 2 青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部改正について（総務課）
- 3 平成25年度全国学力・学習状況調査の実施について（教育指導担当）
- 4 青梅市図書館条例施行規則の一部改正について（中央図書館管理課）
- 5 青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について（中央図書館管理課）
- 6 青梅市図書館ホームページバナー広告掲載取扱基準の制定について（中央図書館管理課）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	手塚幸子
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	石川裕之
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永澤雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後1時30分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成24年度第16回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、11月1日開催の第12回定例会および11月22日開催の第13回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第12回定例会および第13回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第14回臨時会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 先日の土日の青梅市立美術館での小・中学生の作品展を拝見させていただきました。お客さんがとても多く、天気もよくて、大盛況でよかったなという印象を持ちました。今年是一部ですけれども中学校の方も参加していただくことで、小・中連携がまたひとつつながりが深まったのかなと、ありがたく思いました。

ちょっと情報ですけれども、多摩地区で美術館を持っている市はそんなには思うんですが、ある市では、1月いっぱい全部、小・中学生の作品展に市の美術館を使っているということです。最初の10日ぐらいは小学生、後半の10日ぐらいは中学生という形で、市の美術館としての年間の企画展の中にそういうこともやっただいている市もあるやに聞いています。規模の問題とかいろいろな問題はありますけれども、そういうことも含めてさらに充実ができれば、私個人としては大変嬉しいなというふうに思います。

もう一点は、その中で、図工部の先生とちょっと立ち話をしたのですが、金曜日の夜の搬入、5時まで結構きつかったというのが一つと、それからちょっと言いにくいんですけども、担当の事務の方の対応がとても気になったと。もう少し丁寧に誠実に対応をしていただけると、やる

方もやりがいがあるんだけどなという話を向こうの方からされたので、大変でしたねというお話をしました。また、それぞれのところで再度確認した上で、次年度に向けて改善すべき点があったら改善しながら、さらなる充実をお願いしたいなと思います。

【委員】 まず成人式ですが、ちょっと悪天候で、晴れ着の皆さんなんかは非常にご苦労されたんじゃないかと思いますが、ただ非常に運営が手なれてきたのかどうか、例年に比べると壇上に上がって騒ぐような人もいなくて、非常に粛々と進んだという感じがありまして、これは日ごろのご研究の成果かなというふうに思いました。

それから、昨日、小学校の教育研究発表会を拝見させていただいて、講師の先生もおっしゃっていましたが、評価の話を正面から取り組んでいらっしゃるのを見て、非常に驚いたというか、かかわるべきだなというふうに思ったんです。あれこそ、ああいうことをもっと研究されてしかるべきかなと。もちろん個々にまずはやっていただいて、それをうまく横展開できるようにやっていただくと、ものすごくよくなるのかなと。特に、昨日拝見していて、追及していくと、なかなか準備が大変そうで、いろいろな基準をつくったり、あるいはそれがわかるようなマークシートをつくったり……。ああいうのをやっていくと、もしかすると成木小ならできるといふ部分もありますけれども、その辺が要領を得てくれば、ほかにも横展開できるといふことにもなるんでしょうが、何かその辺がうまくいけばな、というふうに思いました。

【委員】 話は重複するんですけども、まずは2月2・3日の小学校の造形作品展、お客様が3000を超えるぐらいいらしていただいたということで、〇〇先生がおっしゃったように、長い開催期間でやってもいいくらいの観客数なんじゃないかなと思いました。

あと、搬入出などは大変なんだろうと思うんですが、美術館という空間に自分の作品を飾ってもらえるというのは、子どもたちにとってはすごくモチベーションが上がることだと思いますので、ぜひこれからも続けていっていただきたいと思います。

それから、1月30日に第一小学校の研究発表会、それから昨日の青梅市の教育研究発表会(小学校)に行ってきました。まず嬉しかったのが、どちらも本当にたくさんの先生方が発表を見にいらして、研究の成果をそれぞれの学校や学級に持ち帰ろうというような熱意みたいなものを感じまして、保護者としては嬉しいことだなと思って拝見しました。

それから、授業の内容に関しての感想は、子どもたちに求められているもの、理解力だったり、探究心というものが、自分の子どものころより高度になっているような気がしました。その辺が保護者の皆さんがお子さんの勉強を見てあげようとしたときに、自分の子どものころとは違うのよねえというような発言につながる、そういうギャップなのかなと。それは人間は進化していくものなので、自分の子どものころの20年前、30年前とは違うということなんだなと、単純に受けとめたんですけども、すごく勉強になりました。ありがとうございます。

【教育長】 私からも少しお話をさせていただきます。

2月2日、3日の両日、青梅市立美術館で、青梅市小学校造形作品展が開催されました。両日合わせて、昨年度を上回る3717人の来館者がありました。この小学校造形作品展を美術館で

開催するのは、今回で3回目であります。毎年、児童や保護者の方々に美術館に足を運んでいただきまして、美術館の敷居が少し低くなってきた印象を持ちました。また、本年度から、青梅市中学校生徒美術展も同時に開催することができました。

感じたことですが、小学生の作品、それから中学生の作品を同時に見ることができるということで、保護者の方々は青梅市の学校が発達段階に即してしっかりとした教育を行っているという印象を持たれたと感じております。ぜひ今後も継続してまいりたい事業であると考えております。

それから、先ほど〇〇先生からご指摘をいただきました件につきましては、検証させていただきます。

それからもう一点ですが、あと10日ほどで青梅マラソン大会が開催されます。日曜日には沿道にランナーの練習する姿をよく見かけるようになりました。ちょっと宣伝ですが、大会前日には開会式のほかにロサンゼルス五輪で女子バレーボールに出場しました三屋裕子さんを講師に招いた健康寺子屋というイベント、それからロンドン五輪女子マラソン英国代表のマーラ・ヤマウチ選手のトークショーも行われます。開会式の冒頭であります。第三中学校の吹奏楽部の演奏が予定されております。また当日は、市内の小学生や中学生がジュニアの部に出場いたします。小学生は432人、中学生は449人が走ります。私も小野先生もスターターを務めます。応援したいと思っております。

以上です。

【委員長】 皆様から伺ったので、私も一つ重ならない部分で。

1月26日に青梅市文化連盟の新春懇談会というのに、教育部長と一緒に参加させていただきました。なぜその話をするかといいますと、青梅市には22の文化団体がそれぞれ活動していて、立場上、その総会にも出させていただくんですけど、そのときに私が代表の方々に申し上げることは、皆様がそういう文化活動で楽しんで生活をされるのを、ぜひだんだん広い範囲にわたって、小・中学生も巻き込めるような活動をしてくださるといいなということでお話をさせていただいています。だからということではなく、以前から行われていたと思うんですけど、子ども俳句のコンテストとか、そういうのも入ってきていますし、できればいろいろな文化活動で若年の小・中学生まで一その中間はよく抜けてしまうんですけども一広がるのが、青梅市の文化活動の水準を高めるのにいいかなということを思っています。そういう関係で、そういう方々とおつき合するたびにそういうことを考えながら話し合うようにしています。そんなことをさせていただきました。

ありがとうございました。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 平成25年青梅市成人式の実施結果について(社会教育課)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、平成25年青梅市成人式の実施結果について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、本日配付の報告資料1、平成25年青梅市成人式の実施結果について、ご報告申し上げます。

1月14日にご臨席をいただきましたこと、まずもって御礼申し上げます。ありがとうございました。

実施結果についてご説明いたします。

新成人の出席状況でございますが、成人対象者が1473人に対し出席者数が1080人、出席率73.3%でありました。男性の該当者760人に対し出席者555人、出席率73.0%、女性の該当者は713人に対し出席者525人、出席率73.6%でございました。前年の76.8%より3.5%減の出席率となりました。

また、来賓、主催者につきましては、お目通しをいただきたいと存じます。

また、式終了後、成人者にアンケートを行いましたところ、記念になった、友人に会えた、卒業アルバムがよかったとの理由から、おおむね出席してよかったとの回答をいただきました。

以上、ご報告いたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

家族の方がだいぶ例年に比して多いような感じがいたしますね。雪だったので、付き添いが多かったのかもしれません。いずれにしても、いいことだと思います。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会会議録(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項2、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

報告事項は以上で終了いたします。

【その他】

【委員長】 その他何かありますか。

【文化課長】 それでは、お手元に別途資料をお送りさせていただいております「ビエンナーレOME2013」作品選定結果についてご報告申し上げます。

お手元の資料をご覧いただきたいと存じます。

まず、「ビエンナーレOME」といいますのは、長い間続けてまいりました公募展であります

多摩秀作美術展が形を変えまして、東京都内からすぐれた新人作家の発掘を目指して行っております隔年開催の公募展で、今回が3回目となっております。

昨年9月から周知を行い、1月12・13日の両日搬入を受けつけましたところ、応募数が100点（前は85点）ございまして、1月15日に選考を行いました。選考委員につきましては、ご覧のとおりでございます。

なお、賞といたしましては、大賞1点、買上でございますけれども100万円、佳作が3点、5万円となっております。

選考審査の結果、41点の入選作を選び、そのうち伏屋友賀さんが大賞、久保木桂子さん、西村美帆子さん、土方朋子さんの3名が佳作となりました。

なお、これらの展示につきましては、3月9日から31日までの間、美術館で「ビエンナーレOME2013」として開催予定でございます。また、表彰式の日時につきましては、3月9日（土）午後1時からの予定でございます。

文化課からは以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 応募者が前回よりふえてよかったなと思います。多摩地区の方がふえているのはちょっとうれしく思います。半面、23区の方が減っているのは、地理的な面も含めて難しさがあるなということを改めて感じました。

今回、アクリル画を独立させたということなんですけれども、これは何か経緯があるんでしょうか。

【文化課長】 大変申しわけございません。細かい経緯についてちょっとわかりませんが、それだけ応募の需要があるというところだろうと思います。

【委員】 例えば、大賞作品がどうして選ばれたのかという選考委員さんの講評みたいなものはあるんですか。

【文化課長】 これは今、校正の段階ですが、作品展のチラシの裏面に審査委員3名の方からそれぞれ講評をいただいておりますので、それに基づいて結果報告というような形になるかと思えます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

次に、社会教育課長、お願いします。

【社会教育課長】 本日、社会教育課主催の講演会のチラシをご配付させていただきました。一つは家庭教育講演会、次の土曜、9日開催予定でございます。一つは22日、明星大学の講師による「新島八重の世界」というものです。また過日、エル・グレコ展関連文化講演会を開催し、150人の参加をいただきました。ご参考までに、展覧会のチラシもご配付させていただきました。よろしくお願いたします。

【委員長】 二つのご案内がありました。「新島八重」の方は70名ということで、厳しいかと思

っていましたけれども、もういっぱいでしょう。

【社会教育課長】 定員はもういっぱいでございますが、会場に余裕がありますので、定員をふやそうかなというふうには考えております。

【委員長】 私も行きたいんだけど、残念ですが個人的都合で行くことができません。それでは、よろしく願いいたします。

報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 平成25年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針(案)について(総務課)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。平成25年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針(案)について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、お手元の協議資料1にもとづきまして、平成25年度青梅市教育委員会の教育目標および基本方針につきまして、ご説明させていただきます。

教育委員会におきましては、毎年この時期に次年度の青梅市教育委員会の教育目標ならびに青梅市教育委員会の基本方針をお定めいただき、そしてその後に「青梅市教育委員会の教育施策の概要」という冊子にまとめまして、これをもとにそれぞれの教育施策を実施するという形をとっております。

青梅市教育委員会の教育目標につきましては、特に変更させていただくところはございません。

また、次にあります平成25年度青梅市教育委員会の基本方針(案)につきまして、1ページから9ページにわたり、赤字が修正・削除する箇所、青字が追加する箇所という形でご提案申し上げ、ご協議をお願いするものでございます。

新旧対照表でご説明させていただきますので、恐縮でございますが、9ページの次にありますA4横版の青梅市教育委員会の基本方針(案)新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。平成24年度が右側、平成25年度に改めようとするものが左側という形になっております。

平成25年度青梅市教育委員会の基本方針は、基本方針1から基本方針5までにわたっております。

初めに、「基本方針1『人権尊重の精神』と『社会貢献の精神』の育成」であります。この基本方針の内容に変更はございません。

1の「人権教育の推進」から、おめくりいただきまして、2ページ6の「健全育成の推進」までの各項目につきましても、内容に変更はございません。しかしながら、平成24年度はいじめ問題を中心に学校や教育委員会の対応やあり方が社会問題化しました。青梅市教育委員会としましても、いじめ問題につきましても従来から重点的に取り組んでおりますが、1ページ下段の2「心の教育の推進」、また2ページ下段の6「健全育成の推進」の中で、命を大切にする教育、いじめの根絶について、引き続き重点的に取り組んでまいります。なお、今後教育施策の概要の中で、具体的、重点的な取り組みについてお示ししてまいります。

次に、3ページをご覧ください。「基本方針2『豊かな個性』と『創造力』の伸長」についてありますが、この基本方針の内容に変更はございません。

1の「個を伸ばす指導の充実」についてから、4ページ6の「キャリア教育の充実」までにつきましても、内容に変更はございませんが、7の「特別支援教育の円滑な実施」につきましては、「青梅市特別支援教育実施計画第三次計画にもとづいて」の後の青字の部分でございますが、「特別支援学級の整備を検討するとともに、」の文言を加えようとするものであります。

5ページ8の「教育相談体制の充実」から、10の「小規模特別認定校制度導入に伴う教育の推進」については、変更はございません。なお、いじめ問題への対応として、8の「教育相談体制」について、一層の充実を図ってまいります。

おめくりいただきまして、6ページをお開き願います。「基本方針3 生涯学習の推進と社会教育の充実」ですが、この基本方針の内容に変更はございません。

また、1「生涯学習の推進」から、7ページの7「社会教育施設の環境整備」までの各項目につきましても、内容に変更はございません。

おめくりいただきまして、8ページをお開き願います。「基本方針4 文化・芸術の振興」ですが、この基本方針の内容に変更はございません。

8ページ一番下の4「読書活動の推進」につきましては、最後の部分に、「また、図書館管理運営体制の見直しなど、今後の青梅市図書館のあり方を検討する。」の文言を加えさせていただいております。

次に、9ページをご覧ください。存じます。「基本方針5 『市民の教育参加の促進』と『主体的な教育行政の推進』」ですが、この基本方針の内容に変更はございません。

10ページの5「学校教育の充実」では、食育の推進を図るため、「栄養教諭と連携して」の文言を加えようとするものであります。

また、10ページ一番下にあります8「教職員の服務規律の確保」につきましては、文言の変更はありませんが、体罰を含む教職員の服務事故防止への取り組みを一層進めてまいります。

11ページの9「学校施設の安全対策等の推進」につきましては、校舎等の耐震補強工事が平成24年度で終了することから、文言の整理を行い、ページの右側の24年度の部分から赤文字の部分削除しようとするものであります。

説明は以上でございます。非常に多岐にわたるものでございますが、よろしくご協議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 感想になると思うんですけども、教育施策の概要の方で具体的なさまざまな方策を提示されるので、あくまでも基本方針ですから、これでいいとは思いますが、先ほどご説明があったようないじめとか体罰の問題というのは、この文言の中にある意味、少しポイントとして強調できないかなということをおもいます。パッと見ただけで、何だ去年と変わらないじゃ

ないかという気持ちになりますので、やはり今教育課題として大きな部分については、少しくローズアップした、力点を足した表現にすべきではないかなと。学力の問題、それからいじめ、体罰の問題とか、幾つか大きな課題がありますので、それは基本方針ながらも、さらに力を込めた表現としてアピールしていくということは、教育委員会としては大事ではないかなと思うのがまず一つありますので、時間がありましたらご検討をお願いできればと思っています。これを示されてみて、ほとんど変わってないねということだけで、どうも補足的な説明がきちっとされた上で、また教育にかかわっている者たちにとっては、そうだよということはあるんだけど、これを初めてご覧になる方の立場から見ると、何だ全然教育委員会は変わっていないじゃないかということになりはしないかというのが、非常に大きな危惧を持っていて、一つ言わせていただきました。

もう一点、小さなことなんですけれども、3ページに「国語力の向上」というのがあるんですが、確かにそうなんだろうなと思うんですが、ここだけやけに違ったくくりのような気がして、ちょっと目についたんです。例えば、1番「個を伸ばす」、2番「健康・体力」、4番「国際理解教育」、5番「情報教育」というふうにずっと進んでいっている中で、何か「国語力」というところだけ少し具体的に大きな項目に入っていないかなと。これは個人的な感想になってしまうんですけれども、なぜここだけ「国語力」なのか。じゃ、算数・数学とか、そういうものは要らないのかなと。ちょっとそういうふうに読めてしまうような印象を持ちましたので、直す、直さないということよりも、そのような感想を持ったということが二つ目です。

三つ目、最後ですけれども、5ページに「小・中学校一貫教育の推進」というのがありますが、本市の小・中一貫教育もかなり年数がたってきたというふうに、個人的には思っています。それで、例えば先ほどの美術館での展覧会が小・中一貫で行われるようになりましてけれども、昨日はちょっと私、参加できなかつたんですけれども、小・中の研究発表会なんかも市民会館があと100席大きければ、小・中一緒にできるのになというふうな思いが、実はあるんですね。そう考えるときに、ここの「小・中学校一貫教育推進委員会のまとめ」にもとづいて行っていくという、この言い方は卒業させてもいいんじゃないかなというふうな気が、ちょっとしています。学校訪問を通して小・中のつながりについてかなり校長先生方もきちっと説明をされますし、実践もされて、その成果も上がりつつありますので、この「推進委員会のまとめ」も参考にしながらも、教育委員会としてやはりここに青梅市のこれからの5年ぐらいを見据えた一貫教育についての何か新たな文言、意義づけがあると、ありがたいなと思います。

3点申しあげました。以上です。

【委員】 今の先生のご指摘は私もごもっともだと思ひまして、たぶんこの教育目標、基本方針を見直す作業のやり方というときに、25年度と、この前に改定した23年度で何が違ったか、環境的に、あるいは課題として何が上がったかというのちょっと書き出して、それをどうするかというふうな進め方をすると、漏れなく入るんじゃないかなと。てにをはを直すところはそうなんですけど。ちょっとそういう気がしましたので、作業の仕方、検討の仕方を考えていただけ

ればいいかなというふうに思います。

【委員】 くどくなるかもしれませんが、やっぱりアピールの仕方じゃないかなというふうに私は思うんですね。同じことが書いてあっても、力を入れてるぞというふうに取り取れるような。ただし、それをあまりやっていると、文章が長くなってしまいますので、そこは十分気をつけないと、毎年毎年どんどん新しい課題が載っかってきて、それを載せていくと文章がだらだら続いていきますので、そこは変えざるを得ないと思うんですが。見せ方というか、そこがひと工夫あってもいいかなと思います。

【総務課長】 今幾つかご指摘をいただきました。この青梅市教育委員会の基本方針でございますけれども、今いただいたご意見を持ち帰りまして、改めてまた次のときにお示しをさせていただきたいと存じます。学力向上、いじめ問題、また体罰、小・中一貫等も含めまして、25年度の取り組みがもう少しわかりやすいように、またアピール感をもっと上げられるような形で対応を考えさせていただきたいと存じます。

【委員長】 本件については、委員の意見を持ち帰り、内容を再度検討することとなりますので、本件を継続審査としたいと思いますが、ご意義ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、本件を継続審査といたします。

2 青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部改正について、ご説明させていただきます。

お手元の協議資料2をご覧くださいと存じます。

この要綱は、学校教育法施行令第8条にもとづく就学指定校の変更の要件等を別表により定めているものであります。

中ほどの表の右側の改正前の部分をご覧くださいと存じます。現在、就学指定校の変更の要件の一つとして、事由の7「教育的配慮による場合」の内容の(3)「兄または姉が指定校を変更し、すでに通学している学校への入学を希望するとき」と定めております。今回の改正では、左側の部分にありますが、この後にただし書きとして、「ただし、当該兄または姉が5に定める小規模特別認定校制度により入学・転学が認められた学校を除く。」の文言を加えようとするものであります。これは、小規模特別認定校制度の対象校である成木小学校および第七中学校は、青梅市立小規模特別認定校設置要綱により、募集の学年や就学定員を教育委員会と校長の協議で定めていること、また募集方法等については年度ごとに募集要綱を定め、面接を実施しているほか、応募者が就学定員を超えた場合は公開抽選を行うこととしているためであります。このため、小規模特別認定校につきましては、兄や姉が通学している場合も、そのことを理由とした指定校

変更は要件から除くこととするものであります。

なお、施行期日は平成25年4月1日の入学または転学から実施しようとするものであります。説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱の一部改正について、は承認されました。

3 平成25年度全国学力・学習状況調査の実施について(教育指導担当)

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。平成25年度全国学力・学習状況調査の実施について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、協議資料3をご覧ください。平成25年度全国学力・学習状況調査の実施についてでございます。

まず、青梅市の本調査への対応についてでございますが、平成22年度より本年度まで、文部科学省が本調査を抽出調査としたことから、抽出された学校が本調査に参加するとともに、抽出校以外の学校につきましても、抽出調査と同一の問題の提供を受け、全校で実施してまいりましたが、平成25年度は全校が対象となりましたので、全校で実施してまいりたいと考えております。

調査の概要につきましては、資料に記載のとおりでございますが、本年度との違いは、追加されていた理科がなくなったことでございます。

対象につきましては、小学校が第6学年、中学校は第3学年となっております。

また、調査事項につきましては、国語・算数(数学)の主として「知識」に関するもの、国語・算数(数学)の主として「活用」に関するもの、そして児童・生徒質問紙、学校に対する質問紙となっております。

調査実施日につきましては、平成25年4月24日(水)でございます。

また、調査結果の取り扱いにつきましては、3点ございます。文部科学省が各教科、児童・生徒質問紙、学校質問紙の結果を分析し、公表するとともに、結果を教育委員会や学校に提供することになっております。本市における調査結果の公表ですが、本年度までと同様、調査の趣旨にもとづきまして順位等は公表せず、国との比較において児童・生徒の学力の傾向を示してまいりたいと考えております。

次に、その他の調査ですが、新たに経年変化分析調査、保護者に対する調査、教育委員会に対する調査が加わりました。経年変化分析調査につきましては、本市では小学校1校が抽出されております。

全国学力・学習状況調査の実施につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 これ自体は国がやる調査ですからいいと思いますけれども、例えば今年、各学校が調査を利用してやられた後、それぞれの学校はどのような対応をしたかというのは、教育委員会としては確認されていますでしょうか。

【教育指導担当主幹】 調査につきましては、全国、それから東京都も含めまして、各校の授業改善推進プランに役立てるということは一律して実施していることとございます。その他、学校によりまして、やはり分析、それをどう使うかというのは多少違いがありまして、細かく分析しているところは、それを具体的な自校の研究に生かしていきたいというような活用方法もございます。

【委員】 昨年度の学校訪問、たしか吹上小・中だったというふうに記憶しておりますけれども、それぞれ大変詳しい分析をされていて、それを踏まえて3学期の授業改善に結びつけていらっしゃると思うんです。さらにその辺もう少し具体的に、教育委員会としてつかむと同時に、実践でよい例があれば、やはりそれは共有していく必要があるかなと思います。ちょっと数字はあいまいですけども、たしかこれ30億円ぐらいかかっているんですね。かなりのお金をつけた調査ですので、ただ試験を受けて結果が出るだけではなくて、それを活用するところまで使わないと、30億の経費の効果が少なくなると思いますし、本市の幾つかの課題の中の本当に大きな課題ですので、その辺まで学校と連携してやっていくことは必要なことじゃないかなというふうに思います。

【委員】 私も〇〇先生と同じ考え方なんですけど、前年にやって、その分析をされると、たぶん仮説ができるはずなんです。こういう課題があるから、じゃこういう施策をやってみよう。そのときに、例えばこれであれば、来年受けるのは5年生だと。じゃ、5年生に対してそれを実施してみて、次のときにやってみたら、それがよい結果をもたらしたのか、そうでないのかということで仮説を検証していただいて、よければそれをどんどん展開するし、効果がなければまた新しい課題として考えていただく。何か、そういうサイクルが回るとすばらしいんじゃないかというふうに思います。

【委員】 私立学校でよくやられている方法として、いわゆる2学期ぐらいのときに、その年度の学習内容は基本的には終わりにして、あと残された二、三カ月で確認と補充をして次の学年に持っていくということを聞いたことがあります。公立学校の1年間の教育課程の考え方が、いわゆる法的に許される範囲の中でどれだけ柔軟性がまだ残されているのか、活用の仕方があるのか、そういうことを研究していただくのが、この小・中推進委員会とか学力向上委員会なのではないかと。予算がふえるわけでも何でもなし。学校同士の教育課程の編成の仕方自体が変わってくると、それは子どもたちの学力の向上に向けて、あるいは健全育成の向上に向けてどういうふう

変わっていくのか。そういうところまで変えていかないと、学校も変わっていかないでしょうし、家庭の協力も得られないし、子どもたちの実態も変わりにくい。そういう難しい時代にきているのではないかなというふうに思っていますので、そういうところもまた参考にしながら、来年度以降の研究をさらに深めていただければと思います。

【委員長】 お話があったかと思うんですけども、確認ですけども、3番の(2)に「教育委員会や学校に対して」と書いてありますけれども、「各児童・生徒の個人票等が提供される」というのは、学校に対してされるのであって、個人にはされないわけですか。

【教育指導担当主幹】 ちょっとこの文言は足りませんで、まずは学校に一たん来て、それを個人に対して提供していくものでございます。そのときには、以前に行ったテストの問題用紙なんかも含めて、あわせてよくわかるように返却するという形になっております。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成25年度全国学力・学習状況調査の実施について、は承認されました。

4 青梅市図書館条例施行規則の一部改正について(中央図書館管理課)

【委員長】 次に、協議事項4を議題といたします。青梅市図書館条例施行規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 それでは、青梅市図書館条例施行規則の一部改正につきまして、協議資料4にもとづきまして説明をさせていただきます。

まず初めに、青梅市図書館条例施行規則につきましては、青梅市図書館条例にもとづき、図書館の事業、個人貸し出し、使用料の減免、職員、運営協議会など、図書館条例の施行について必要な事項を定めているものでございまして、このうち今回は個人貸し出しの方の図書館資料の返却に絡む規定の改正を行うとするものでございます。

それでは、協議資料4をご覧ください。

初めに、1の改正の理由でございますが、現在、視聴覚資料(CDとDVD)の貸し出しおよび返却は中央図書館のみで行っておりますが、返却につきまして市民センター内にごございます分館図書館においてもできるようにし、利用者の利便性の向上を図ろうとするものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、協議資料を1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧くださいと存じます。右側が現行、左側が改正後となっております。

下の方をご覧ください。個人貸出の項、第5条でございますが、そのうちの第5項に、「貸出しを受けた図書館資料は、条例第2条に規定するいずれかの図書館に返却しなければならない。ただし、視聴覚資料については、貸出しを受けた図書館に返却するものとする。」とありますが、網かけの部分のただし書き以下を削除しようとするものでございます。これによりまして、市内

いずれの図書館への返却を可能にするものでございます。

なお、条例第2条に規定する図書館というのは、市内にございます中央図書館、分館図書館の12館でございます。

改正の内容につきましては以上でございますが、お戻りいただきまして1枚目、3の施行期日でございますが、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 どのセンターにも返せるようになるというのは、すごく便利で助かります。条文としては、このただし書きがなくなるということだけでいいかと思うんですが、市民の方へは積極的に、分館でも引き受けますという言葉を入れて伝えていただけると、ただ図書館資料はどこでも返せるよということだけだと伝わりにくいかと思いますので、広めていただければと思います。

【中央図書館管理課長】 これが決まりましたら、広報、図書館のホームページ、またポスター、図書館だより、そういった中で周知してまいりたいと考えてございます。

【委員】 第5条の3番に、近隣の市町村に居住している者というふうな文言が書かれていますが、地元の図書館で返すというシステムにはまだなっていないわけですね。

【中央図書館管理課長】 今おっしゃったのは、例えば羽村の方が青梅で借りて羽村の図書館に返すというような意味かと思われませんが、これにつきましては各自治体で協定を結んでございまして、借りた自治体のところに返すという形でやっておりますので、青梅で借りましたら青梅市内で返していただくような形でお願いしてございます。

【委員】 現行のただし書きがついているのには理由があったはずなんですけど、その理由が解消されたということなんでしょうか。

【中央図書館管理課長】 CD・DVDにつきましては、平成20年3月に中央図書館が河辺駅前オープンしたときに利用が始まりました。当初、数が非常に少のうございまして、いかに市民の方に早く利用してもらおうかと考えた中で、貸した場所に返ってくればすぐに利用してもらえということ、中央図書館のみとさせていただきまして。最近、だいぶふえて1万点を超えてまいりまして、利用者もほぼ横ばい状態になってまいりましたので、どこでも返せるような形を始めたところでございます。

【委員】 勉強不足なんですけれども、返却はどこでも大丈夫になって、でも貸し出しで例えば大門とかで受け取るということは、今もまだやっていらっしやらないんでしょうか。

【中央図書館管理課長】 先ほどの〇〇委員の続きになってしまうかもしれませんが、今回、返却のみを市内のどこでもできるような形にします。貸し出しにつきましては、中央図書館のみとさせていただきまして。というのは、分館から貸し出す場合には、まず中央から分館に運ばなければいけない。運んだ後に利用者さんが借りにいくまで待たなければいけない。その間というのが、今早くて3日、1週間ぐらいが当たり前になってしまいます。先ほどの数がふえたとはいえ、

まだ1万程度ですので、もう少し全体の状況を見まして、その辺は今後検討させていただきたいと思っております。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市図書館条例施行規則の一部改正について、は承認されました。

5 青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について(中央図書館管理課)

【委員長】 次に、協議事項5を議題といたします。青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 それでは、協議資料5につきまして、ご説明をさせていただきます。

青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱(案)でございますが、平成17年度から20年度までの第一次計画を平成16年度に策定いたしました。平成20年度に21年度から25年度までの5年間の第二次計画を策定し、現在実施しているところでございます。平成26年度から30年度までの第三次青梅市子ども読書活動推進計画を策定するに当たりまして、この要綱(案)を定めようとするものでございます。

協議資料5をご覧いただきたいと存じます。

まず、第1項の設置でございますが、子ども読書活動推進に関する法律第9条第2項の規定にもとづき、子ども読書活動の推進に関する施策について計画を策定するために必要な事項を調査、検討する青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置しようとするものでございます。

2項では計画の策定を所掌事項といたしまして、3項では組織。この組織につきましては、委員長に教育部長、副委員長に中央図書館管理課長、指導室長、委員に企画調整課長、市民活動推進課長、健康課長、子育て推進課長、子ども家庭支援課長、社会教育課長、小学校長の代表、中学校長の代表、保育所施設長の代表および幼稚園長の代表、計13名をもって組織していきたいと考えております。

4項では職務を、5項では会議、6項では部会の設置、裏面にまいりまして7項では報告、8項では委員の任期を明記してございます。9項では委員会および部会の庶務につきましては中央図書館管理課が処理することとしております。10項ではその他、11項では実施期日といたしまして、申しわけございません、空欄になってございますが、平成25年4月1日とするものでございます。

以上が、青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱(案)でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 委員会の名簿ということで、どういった所属の方が委員や部会をされるかということが出ていまして、皆さん、教育に関係なさっている方や保育園・幼稚園の先生方ということなんですが、この中に例えば児童書について詳しい方——実際図書館なんかでは今、ボランティアさんで子どもたちにかかわって現場を見ていらっしゃる方がいらっしゃると思うんです。5の会議の（3）で、「委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き」というところあたりにそういう方が入るのかなとは思ったんですが、委員さん、部会委員さんとして、そういう児童書等に関する知識のある方、詳しい方に入っていただくということは難しいでしょうか。

【中央図書館管理課長】 当初のこの計画自体でございますけれども、読書関係の整備と充実、また啓発活動、関連機関との連携、人材の育成活動というのが大きな主題となっておりまして、これらを実現するために委員会を設置したところでございます。第二次のときには、保育所並びに幼稚園の代表の方は入っておりませんでした。今回、子どもが小さいうちに接する団体のところまで入れさせていただきまして、子どもに直接かかわる方々を対象とさせていただきまして、〇〇委員がおっしゃられましたように、委員以外の者の中にはそれを考えてまいりたいと考えております。

【委員】 部会というのがあるんですが、この部会というのは幾つかに分かれるという部会なのか、それともいわゆる実務部会というのか、どちらなのでしょう。

【中央図書館管理課長】 実務部会という形になります。それぞれの委員のところに実際に実務に携わっている方々に、その部会を構成していただきます。

【委員】 17人の方が必ず全員出席されるわけではないとは思いますが、二つなり三つの部会に分かれてそれぞれの所掌事項の中で検討するとか、そういうこともあってもいいのかなど、個人的には思っています。

【中央図書館管理課長】 これからまず委員会を設置させていただきまして、その中で具体的内容はまた検討させていただきたいと思っております。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について、は承認されました。

6 青梅市図書館ホームページバナー広告掲載取扱基準の制定について(中央図書館管理課)

【委員長】 次に、協議事項6を議題といたします。青梅市図書館ホームページバナー広告掲載取扱基準の制定について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 それでは、協議資料6につきましてご説明を申し上げます。

青梅市図書館ホームページバナー広告掲載取扱基準でございますが、自主財源確保のため、青梅市ホームページの広告掲載と同様に、青梅市図書館のホームページに広告掲載を行いたいと考

え、この基準を定めるものでございます。

青梅市ではバナー広告を初め、広告掲載につきまして、青梅市有料広告掲載取扱要綱を制定してございます。この要綱は、青梅市が自主財源を確保するために広告媒体として利用可能なものに有料で掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定めた要綱でございます。この要綱にもとづきまして、今回のこの基準を設けようとするものでございます。この要綱によりまして実施しております青梅市のものとしたしまして、青梅市のホームページにバナー広告がございまして、

それでは、青梅市図書館ホームページバナー広告掲載取扱基準について説明させていただきます。

まず1項の目的でございますが、こちらは青梅市有料広告掲載取扱要綱の規定にもとづきまして、青梅市図書館のホームページの広告掲載に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

2項では、バナー広告を定義いたしまして、3項では管理者。管理者は中央図書館管理課長といたしまして、事務内容を規定しております。

4項では規格、5項では掲載位置等を明記し、6項では掲載期間を1カ月単位、年度末までといたしまして、7項では掲載料を月額1万円とするものでございます。これは青梅市ホームページの半額となっております。

8項から12項までにつきましては、掲載について募集、申し込み、取り消し決定、還付を規定したものでございます。

13項におきまして、市長は要綱およびこの基準による広告掲載希望者の募集、広告主の決定等を行うに当たっては、あらかじめ教育長との協議を行うと規定してございます。

14項では委任、15項では実施期日といたしまして、平成25年4月1日としようとするものでございます。

以上が、青梅市図書館ホームページバナー広告掲載取扱基準でございます。よろしくご協議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 まず、この広告収入というのはどこに入るのかというのが一つと、それから5の掲載位置等で、「バナー広告の掲載位置等は、青梅市教育委員会教育長が定める」というふうに書いてあるんですが、青梅市のホームページのバナー広告なんかを見てみると、要は右上が一番いいポジションなので、あまり不均衡が起こらないようにローテーションさせているように見えるんですね。一番最初に始めたときは早い者勝ちだったんですけど。この意味は、教育長がそういうことを定めるといことなんでしょうかと、ちょっとその辺を教えてください。

【中央図書館管理課長】 位置につきましては、いろいろな位置がございまして。青梅市の場合には右上にローテーションするもの、下の方に固定のバナーがございまして。今回、私どもが考えているのは、固定のバナーをおおむね2カ所想定してございまして。ちょっとご覧いただけますでし

ようか。図書館のホームページを開きますと、第1面が出てきます。これの1面を開いたときに必ず見える場所のこの位置に、2カ所、現在想定をしております。

歳入につきましては、青梅市の雑入の中の一つの項目として入っております。

【委員】 必ずしも教育予算になるということではないんですか。

【中央図書館管理課長】 雑入ということでございます。特定のということにはなってございません。

【委員】 この広告主の、例えば業種とかそういったものに関しては、特に規定とかそういうものはないんですか。今、本当にいろいろな会社がバナー広告をやっているかと思うんですが。

【委員】 関連して。青梅市有料広告掲載取扱要綱の中に、例えば今お話があったように、業者の業種とか、あるいは品質という失礼かもしれませんが、そういうふうな規定があって、それをクリアした業者の方のものがここに載せる権利を得て入ってくるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【中央図書館管理課長】 おっしゃるとおりでございます。青梅市有料広告掲載取扱要綱の第3項に、掲載できる広告の範囲というのが定まっております。その中で、例えば風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に該当するもの、政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝にかかるもの、公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの、その他ということで、まずこれで規定しております。その上で、申し込みをいただきますと、この要綱の中に広告掲載審査委員会というのがございまして、ここの中で審査をいただいた上で教育長の決裁をいただきまして掲載する形になりますので、何でもかんでもというわけでは決してございません。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市図書館ホームページバナー広告掲載取扱基準の判定について、は承認されました。

【議案の追加】

【委員長】 次に、先ほど、協議事項4、が承認されたことに伴い、議案が1件追加されることとあります。

つきましては、本日の日程に、議案第23号青梅市図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてを追加し、議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に、議案第23号を追加いたします。

日程第5 議案審議

議案第23号 青梅市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

【委員長】 それでは、ただいま議題となりました議案第23号青梅市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 それでは、議案第23号青梅市図書館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、ただいま協議資料4にもとづきまして、青梅市図書館条例施行規則の一部改正につきましてご説明申し上げ、ご協議いただき、ご承認を賜わったところでございます。

内容につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおりでございます。

本案につきましてよろしくご審議の上、ご決定賜われますようお願いを申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第23号青梅市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

日程第5 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】 それでは、今後の日程について説明させていただきます。

2月14日(木)教育委員会臨時会を予定しております。午後1時30分から、会場はこの場所で、内容は人事案件の予定でございます。

2月16日(土)青梅マラソン大会開会式が行われます。時間は午後2時から、会場は青梅市総合体育館でございます。

続きまして、2月17日(日)青梅マラソン大会が行われます。競技のスタート時間は記載のとおりでございます。なお、1時40分からジュニアロードレースの表彰式が予定されており、表彰について各委員の皆様のご協力をいただきたいとのことであります。

続きまして、2月21日(木)教育委員会臨時会を予定しております。時間は午後1時30分から、会場はこの場所を予定しております。

今後の日程につきましては以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第 29 条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員